

旧司法試験第二次試験の試験科目の範囲を定める規則の一部を改正する省令（案）新旧対照条文

（傍線部分は改正部分）

○ 旧司法試験第二次試験の試験科目の範囲を定める規則（昭和三十六年司法試験管理委員会規則第二号）

改正案	現行
<p>旧司法試験第二次試験の試験科目の範囲を定める規則</p> <p>旧司法試験（司法試験法及び裁判所法の一部を改正する法律（平成十四年法律第百三十八号）附則第七条第一項の規定により行われる司法試験をいう。）第二次試験の試験科目中次の各号に掲げるものについて、当該各号に定める部分を除いた部分を当該試験科目の範囲とする。</p> <p>一 商 法 商法（明治三十二年法律第四十八号）第三編海商に関する部分</p> <p>二 民事訴訟法 民事訴訟法（平成八年法律第九号）第八編執行停止に関する部分</p>	<p>旧司法試験第二次試験の試験科目の範囲を定める規則</p> <p>旧司法試験（司法試験法及び裁判所法の一部を改正する法律（平成十四年法律第百三十八号）附則第七条第一項の規定により行われる司法試験をいう。）第二次試験の試験科目中次の各号に掲げるものについて、当該各号に定める部分を除いた部分を当該試験科目の範囲とする。</p> <p>一 商 法 商法（明治三十二年法律第四十八号）第二編第十章保険及び第三編海商に関する部分</p> <p>二 民事訴訟法 民事訴訟法（平成八年法律第九号）第八編執行停止に関する部分</p>